

27 松（介）第 1104 号
平成 28 年 3 月 30 日

各指定居宅介護支援事業所管理者 様

松山市 介護保険課長

平成 28 年度後期以降における居宅介護支援費の算定に関する
特定事業所集中減算の取扱い変更について

日頃より本市の介護保険行政の円滑な推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記について、特定事業所集中減算の正当な理由の範囲基準等の一部を別紙のとおり変更し、松山市ホームページに掲載しましたのでお知らせします。

※掲載先 URL

(<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/download/fukushi/kaigo/shitei-shidou/tokuteizigyoushogenn.html>)

【問い合わせ】

松山市保健福祉部介護保険課
事業者指定・指導担当

TEL 089-948-6968